南相馬市除染実施計画の改定概要について

１．主旨

追加被ばく線量の高低等により「特定避難勧奨地点を含む区域」「年間５ミリシーベルト超を含む地域」「その他の区域」注１と区域を分け、除染の方法を変え実施しているところですが、今般、比較的線量の低い「その他の区域」の除染を行うに当たり、除染方法の見直しを行うこととしました。あわせて現在の除染の進捗を踏まえ除染スケジュールを変更し「第三版」として改定しました。

注１…国道６号の西部地区及び国道６号の東部地区（Ｐ４除染実施区域図参照）

２．除染実施計画の改定内容

改定のポイント１

【低線量地域における、汚染状況に応じた除染方法等の見直し】

○　**目的**

低線量地域である「その他の区域」注1について、現計画の局所的な汚染箇所の定義及び汚染箇所の特定方法等の見直しを図り、効果的に局所的な汚染箇所を除去することにより、市内全域の線量率を効果的に低減させる。

① 汚染箇所の探査方法等の見直し　【南相馬市除染実施計画 第三版　Ｐ１８】

１）．長期目標の早期達成に向け、局所的な汚染箇所の定義の見直しを行う。
２）．新技術を導入し、より効果的に局所的な汚染箇所を探索する手法の見直しを行う。
また、住民に局所的な除染に対し納得をいただきながら除染を進めるべく、モニタリングにおいて線量率の可視化注2を取り入れる。

注２…宅地平面図に線量率に応じ色で表示

	改定前	改定後
局所的な汚染箇所	地表から５０㎝の高さで平均空間線量率より０．５μSv/h以上高い箇所	計画期間満了までに空間線量率が地表1ｍ の高さで０．２３μSv/h以上になりうる箇所
汚染箇所の特定方法	NaＩシンチレーションサーベイメーターによる探索 地表から５０㎝、時定数３秒、約1ｍ幅でのサーベイ	新たな技術（プラステックシンチレーションファイバーによる測定）の導入により、面的に詳細モニタリングを実施し、線量率を可視化しながら、住民に納得をいただきながら、線量の高い箇所を効果的に探索

《プラステックシンレーションファイバーとは》

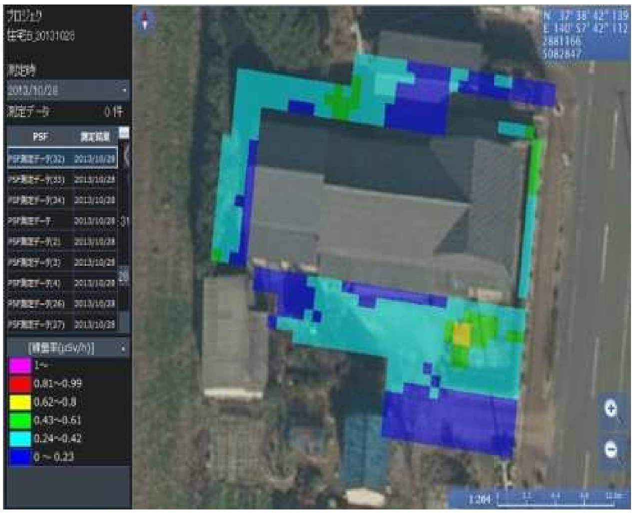

測定者２名と情報集積者１名の３名１組プラスティックシンチレーションファイバーの長さ１０mを１m間隔で１０測地点同時に計測

【特徴】
- ４００㎡当たりの庭部の測定は０.５日
- １測点あたりの測定時間んは１分間ほどで、測定精度が高い
- ファイバーケーブルを引くことができる箇所は全て計測でき、庭木などの上部でも測定
- 計測した箇所は線量を色で表示し、随時パソコンで確認が可能
- １mのメッシュで測定しているため、除染箇所を特定し易く、除染範囲の指示が容易

《局所的な汚染箇所とする値》

除染の計画期間である平成２９年３月末に空間線量率が地表１mの高さで０.２３μSv/h以下とすることを目標とする値

現在の空間線量率から将来の空間線量率予測する数値

除染完了年度末（平成29年3月末）の空間線量率を目標とする0．23μSv/hにするための値（ウエザリング効果有り）

平成25年				平成26年							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
0.41	0.40	0.39	0.39	0.38	0.37	0.37	0.36	0.36	0.35	0.34	0.34
平成26年				平成27年							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
0.33	0.33	0.32	0.32	0.32	0.31	0.31	0.30	0.30	0.29	0.29	0.29
平成27年				平成28年							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
0.28	0.28	0.28	0.27	0.27	0.27	0.26	0.26	0.26	0.25	0.25	0.25
平成28年				平成29年							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
0.25	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.23					

(第64回原子力安全委員会　資料第1－1号)参考

②各部位の除染方法の見直し

【南相馬市除染実施計画 第三版　Ｐ１６～Ｐ２０】

詳細モニタリングを実施し、計画期間満了までに空間線量率が地表１ｍ の高さで０．２３μＳv/h 以上になりうる箇所を除染対象とするなど各部位の除染方法の見直しを行う。

対象部位	除染方法	改定前	改定後
屋根	高圧洗浄又は拭き取り	実施	モニタリング結果により実施
舗装	高圧洗浄		
庭（芝生）	深刈り		
庭（土・砂利）	表土除去・埋戻し	モニタリング結果により実施	モニタリング結果により実施
車道	高圧洗浄・ブラッシング・すき取り・砕石敷き	実施	実施しない
屋敷林・生活圏に隣接する森林	堆積有機物除去	実施しない	モニタリング結果により実施

《除染作業の方法》　「その他の区域」

改定のポイント２

【除染スケジュールの変更】　【南相馬市除染実施計画　第三版　P２４】

○ **目的**

現在、平成２７年３月末を計画期間としているところでありますが、仮置場に対する近隣住民の不安や、作業員の不足、中間貯蔵施設の設置に向けた具体的な進捗が見られないことなどから、仮置場の設置が難航し、スケジュールに遅れが生じているため、除染スケジュールの変更を行う。

平成２７年３月末　→　平成２９年３月末へ変更

除染方法の見直しを行うとともに、作業員を増員し加速化を図る。

改定のポイント３

【除染実施区域の一部変更】　【南相馬市除染実施計画 第三版　P１０】

○ **目的**

実情に合せた地域コミュニティを重視し、コミュニティが分断されることがないよう、区域の変更を行う。

「北新田地区」の緑エリア[注3]から黄色エリア[注4]への変更

除染実施の区域については、平成２３年９月２８日における航空機モニタリング測定結果により、除染の区域を色分けし、除染の順位を決定したところである。その中で、石神・長野・北長野・北新田の４地区で１つの仮置場を設置することとなったが、北新田のみ旧石神村にあって唯一エリアが違うこととなった。

これまで、コミュニティを重視し協力を得ながら、仮置場の設置及び除染を進めてきたことから、北新田のみが除染方法が異なることについて、理解を得られないことから区域の一部変更を行った。

注３…国道６号の西部区域
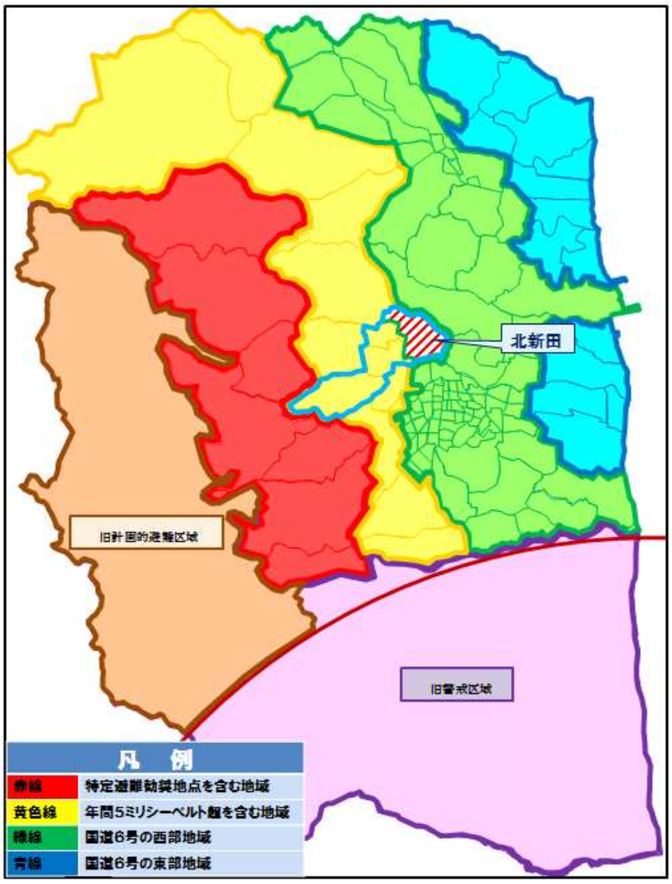
注４…年間５ミリシーベルト超を含む区域